

## 交野市基本構想審議会条例（平成 22 年 11 月 30 日 条例第 27 号）

（設置）

第 1 条 交野市基本構想条例（平成 22 年条例第 27 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査および審議するほか、必要に応じ、その進捗について意見交換を行う。

- (1) 交野市基本構想（以下「基本構想」という。）に関する事。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条の規定による交野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本構想及び総合戦略に関し、市長が必要と認める事。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 一般市民等
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係機関及び団体の推薦する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることをさまたげない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長および副会長 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。